

1 指導検査

(1) 集団指導

ア 実施日

平成29年12月6日（水曜日）

※「児童通所事業所連絡会」内において実施しました。

イ 会場

すみだリバーサイドホール（会議室）

ウ 主な内容

平成29年度障害児通所支援事業所への実地指導における主な指摘事項
東京都において行政処分がされた事業所情報

エ 対象事業所

区内指定障害児通所支援事業所（児童発達支援、放課後等デイサービス）

オ 参加者数（事業所数）

29名（21事業所）

(2) 実地指導

ア 実施事業所（事業者）数

22事業所（16事業者）

イ 実施事業数

41事業

事業種別	実施数（※）
居宅介護	8
重度訪問介護	6
同行援護	5
就労継続支援B型	1
短期入所	1
共同生活援助	1
児童発達支援	4
放課後等デイサービス	10
計画相談支援	3
障害児相談支援	2
合 計	41

※1事業所において複数の事業を運営している場合や再検査を含みます。

ウ 指摘事項

(ア) 文書による指摘数

延べ113項目

(イ) 指摘事項の内容

指摘事項		指摘数
障害者（児）の人権の擁護や、虐待の防止等のための必要な体制の未整備等に関すること。		20
給付費の額が未通知であること。		12
業務管理体制の整備に関する事項が未届であること。		9
運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項等が未掲示であること。		8
給付費の算定が不適切であること。		8
個別支援計画未作成減算の算定が不適切であること。		7
個別支援計画が未作成であること。		6
欠席時対応加算の算定が不適切であること。		5
個別支援計画の作成に当たり、担当者等を招集して行う会議が未開催であり、個別支援計画の原案について意見を求めていること。		5
法及び法施行規則に定める事項の変更が未届であること。		5
その他	利用者に対する不適切なサービスの提供に関すること。	14
	事業所の不適切な運営に関すること。	10
	加算又は減算の算定が不適切であること。	4
合 計		113

エ 改善状況

	文書指摘あり		文書指摘なし	合計
	改善済	改善取組中		
事業所数	20	0	2	22

2 監査

実施はありませんでした。

以上